

経済社会の推移と環境政策

	ページ
1 . 1960 年代以前 (昭和 44 年以前) の経済社会の推移と環境政策	1
2 . 1970 年代 (昭和 45 年 ~ 昭和 54 年) の経済社会の推移と環境政策	3
3 . 1980 年代 (昭和 55 年 ~ 平成元年) の経済社会の推移と環境政策	7
4 . 1990 年代 (平成 2 年 ~ 平成 11 年) の経済社会の推移と環境政策	11

1 . 1960 年代以前 (昭和 44 年以前) の経済社会の推移と環境政策

(1) 経済・社会の推移

経済

高度成長

重化学工業化 (資本集約型産業、エネルギー多消費型産業)

国主導による産業の育成・強化 (繊維、家電、雑貨等の輸出産業、鉄鋼、化学等の基礎産業)

国土開発 (地方拠点の工業化) - 新産業都市、工業整備特別地域の建設

主な経済の動き

- ・神武景気(S31-32)、岩戸景気(S33-36)、オリンピック景気(S38)、いざなぎ景気(S41-45)
- 国民総支出の実質成長率 S30 ~ S35 (年平均 10.3%) S35 ~ S40 (年平均 11.0%)
S40 ~ S45 (年平均 13.9%)
- ・所得倍増計画(S35)
- ・粗鋼生産量(S30 年、941 万トン S40 年 4,117 万トン S50 年 1 億 231 万トン)
- ・ポリエチレン(S30 年、0 S40 年 40 万トン S50 年 130 万トン)
- ・電気洗濯機(S30 年、46 万台 S40 年 224 万台 S50 年 317 万台)
- ・乗用車(S30 年、2 万台 S40 年 70 万台 S50 年 457 万台)
- ・O E C D 加盟(S38)
- ・貿易自由化 - 経団連が資本自由化の基本方針決定(S40)

社会

家計消費支出の伸び - 家電製品、マイカー、住宅へのあこがれ
大都市への雇用と人口の集中、都市問題（過密化、住宅不足、通勤混雑など）の発生
新幹線、高速道路等の高速交通基盤の整備
皇太子ご成婚(S34)、東京オリンピック(S39)

主な社会の動き

- ・一人当たり雇用者所得の名目成長率(S30 S35 年平均 8.6%、S35 S40 年平均 16.8%、S40 S45 年平均 18.8%)
- ・3 大都市圏人口(S30 年 4,852 万人 S35 年 5,264 万人 S40 年 5,838 万人 S45 年 6,147 万人)
- ・東海道新幹線 S39 開業、名神高速道路 S39 全面開通

環境問題

典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下）の深刻化
水俣病の発生が確認(S31)
江戸川区の製紙工場の廃液による水域汚染（浦安事件、S33）
大都市圏における地盤沈下の激化 - 洪水被害の深刻化(昭和 30 年代)
S39-S40 阿賀野川流域のメチル水銀中毒事例
S43 頃 内湾の富栄養化進行
コンビナート等の工場集積地域における水質汚染、大気汚染の激化(S40 年代前半)
4 大公害訴訟（S46 新潟水俣病訴訟、富山イタイイタイ病訴訟、四日市訴訟結審、S47 熊本水俣病訴訟結審）

(2) 1960 年代以前の環境政策の推移

環境施策の特徴・理念

排出源に対する法規制
自由な社会経済活動における公的規制による介入

環境施策・施策手法

特定の排出源に対する直接的規制
排出濃度の規制が中心、排出量を基準とする K 値規制の採用（大気汚染防止法）
指定地域制（30 年代後半）
公害行政の抜本的整備 - 公害対策基本法の制定（全国一律施行）

<p>主な環境施策</p> <p>(組織等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S39 公害対策推進会議の設置 ・S40 公害審議会の設置 ・S40 公害防止事業団 <p>(規制的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S34 「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」制定 ・S37 「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定 ・S37 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」制定及び工業用水法改正 ・S39 「近畿圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律」制定 ・S42 「公害対策基本法」制定 ・S43 「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を改正し「大気汚染防止法」として自動車排出ガスも対象 ・S43 「騒音規制法」 ・S44 「公害に係る健康被害に関する特別措置法」 <p>(計画その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S38 「第1次下水道整備5箇年計画」
--

環境施策の課題

規制を遵守させるための罰則、勧告などの強制力が弱い

多様な公害の因果関係等に関する科学的知見、データ等の不足

公害問題に対する規制的措置の後追い

対症療法的な法的措置 - 予防的措置の必要性

公害行政主務官庁間の調整・連携、公害行政の一元化

特定施設、指定地域制による大都市圏以外の地域の公害対策の立ち遅れ

2. 1970年代（昭和45年～昭和54年）の経済社会の推移と環境政策

（1）経済・社会の推移

経済

高度成長から安定成長へ移行（1970年代後半）

産業構造の変化 - 第3次産業の比重拡大（経済のサービス化の進展）「軽薄短小型」

産業の成長

経済成長の鈍化と財政収支悪化に対応した赤字国債の発行

国際通貨危機 - 固定相場制から変動相場制へ
石油危機 - 省エネルギー型経済構造への変革
経済の国際化 - 欧米との輸出摩擦、貿易収支の黒字基調定着

主な経済の動き

- ・経済が安定成長へ移行(S45 から S55 の 10 年間の平均 G D P 成長率 4.5%)
- ・新日本製鉄(S45)、第一勧業銀行などの大型合併(S46)
- ・欧米との通商摩擦（繊維、自動車、鉄鋼、造船）
- ・ドルと金の交換停止(S46)、円変動為替制に移行(S48)、円高一時 170 円台に(S53)
- ・第一次石油ショック(S48)、第二次石油ショック(S54)
- ・「狂乱物価」(S48 年度：前年度比消費者物価指数+15.6%、卸売物価指数+22.7%)
- ・赤字国債発行 (S50)
- ・戦後初のマイナス成長 0.4%(S49 年度)

社会

所得水準の向上 - 自動車、電化製品の普及
都市化の進展による都市問題の深刻化（都市交通、水質汚濁、自動車公害、住宅、都市環境等）
社会基盤の整備の進展、国土開発プロジェクトの推進
石油危機を契機とした省エネルギーの推進

主な社会の動き

- ・東北新幹線・上越新幹線の着工(S46)、山陽新幹線一部開業(S47)、成田空港の開港(S53)、本四架橋一部開通(S54)など大規模な社会基盤の整備
- ・沖縄施政権返還(S47)
- ・日本列島改造論(S47)
- ・大阪万博(S45)、札幌冬季五輪(S47)、沖縄博(S50)などの大規模なイベントの開催
- ・オイルショックによる消費パニック(S48)、省エネルギー推進

環境問題

発生源対策による重金属汚染、大気汚染に関する危機的状況からの回復
企業による環境対策、公害防止に関する技術開発の促進、資金的支援による産業型公害の歯止め
公害問題や都市環境に対する住民の意識の高まり
公害発生源の多様化と発生要因の複雑化
都市化の進展による都市・生活型公害の拡大(光化学スモッグ、自動車の排気ガス公害、

都市部の生活排水など水環境の悪化、土壤汚染等)
1970 年代以前の公害による健康被害に対する救済制度の創設
光化学スモッグ発生(S45)

(2) 1970 年代の環境政策の推移

環境施策の特徴・理念

自由な経済社会活動に対する公的規制による制約（利用制限、化学物質の事前審査制度等）
排出源に対する直接的な法規制
原因者負担原則による社会的費用の内部化 - 公害防止事業の事業者負担制度、汚染された環境の現状回復義務
事業の環境影響評価、事前審査制度など予防的原則に基づく措置が端緒につく

環境施策・施策手法

排出源に対する直接的規制による公害防止（昭和 45 年のいわゆる「公害国会」以降における法規制の集中的な制定・改正）、濃度規制による排出基準の設定
違反行為者に対する直罰制度による環境基準遵守の徹底
濃度規制方式に加えて、地域の環境許容量という概念を基礎とした総量規制の導入
都道府県、市町村による地域環境管理計画の制定
条例による法令の規制を超える「上乗せ規制」が原則として許容される
公害健康被害に対する補償制度の創設

主な環境施策

【国内の環境問題への取組】

（組織等）

- ・中央公害対策本部発足 S45
 - ・環境庁発足 S46
- （規制的措置）
- ・中古車の CO 規制開始(S45)
 - ・閣議にて騒音の環境基準決定(S46)
 - ・「公害国会」で 14 の環境関連法律を制定または改正(S45)

公害対策基本法（改正）

大気汚染防止法(改正) 規制の全国への適用拡大、規制対象物質の拡大

水質汚濁防止法

<p>公害防止事業費事業者負担法</p> <p>公害紛争処理法</p> <p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</p> <p>農用地の土壤の汚染防止に関する法律</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(改正) 他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法(S46) ・自然環境保全法(S47) 5年ごとの自然環境保全基礎調査の実施 ・公害健康被害の補償等に関する法律(S48) ・大気汚染防止法(改正 S48、S49) 移動発生源に対する3物質規制 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(S48) ・瀬戸内海環境保全特別措置法(S48) ・大気汚染防止法(改正 S49) 硫黄酸化物に対する総量規制 ・振動規制法(S51) ・NO₂の環境基準緩和(S53) ・エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令を閣議決定(S54) ・内海環境保全臨時措瀬戸置法(S54) 閉鎖性水域の水質に関する総量規制 (計画その他) <ul style="list-style-type: none"> ・S38 第1次「下水道整備」5箇年計画 ・環境週間設定(S46) ・八王子市で全国初のノーカーデー(S46) ・自然環境保全基本方針(S48) ・地方自治体の環境管理計画の推進 - 大阪府環境管理計画(S48)、京都市公害防止基本計画(S49) ・公害防止施設設置のための金融助成措置(S50 年代以降) ・公共事業に関する環境影響評価の実施(S53 建設省、S54 整備新幹線、S54 発電所立地等) ・省エネルギー・省資源対策推進会議で5%の石油削減実施策を決定(S54) <p>【国際的な環境問題への取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・O E C Dに環境委員会設置(S45) ・国連環境計画の設置(S47) ・国連人間環境会議(S48)

環境施策の課題

急激かつ多様な公害に対する規制的措置の後追い

多様化、小口化、分散化する排出源への対策 - 規制的措置が有効に機能しない

規制的措置の質的变化 - 総量規制、枠組規制など多様な規制的手法の適用
 公害防止政策から環境管理政策へ
 事後的・対症療法的対応から事前の・構造的な対応へ - 「予見的環境政策」
 都市・生活型の環境負荷への対応
 快適環境の維持・創出 - 環境の質の改善（「快適な環境を求めて」S54 環境白書）
 環境に配慮した新しい都市型ライフスタイルの形成促進

1970 年代の規制（大気汚染防止法の例）

規制物質	物質の零次	発生形態	発生源	規制基準	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	SO ₂ , SO ₃	物の燃焼	ばい煙発生装置（特定の固定源）	排出基準（量規制、地域ごとK値方式、総量規制基準） 改善命令、直罰など
	ばいじん	すすなど	物の燃焼	ばい煙発生装置（特定の固定源）	排出基準（濃度規制、施設の種類、規模ごと） 改善命令、直罰など
	有害物質	NO _x , Cd, Pb, HF, Cl ₂ , HCl など	物の燃焼、合成、分解、加圧など	ばい煙発生装置（特定の固定源）	排出基準（濃度規制、物質の種類・施設の種類ごと。NO _x については総量規制基準有り） 改善命令、直罰など
	特定有害物質	（未指定）	物の燃焼	ばい煙発生装置（特定の固定源）	排出基準（量規制、K値方式） 改善命令、直罰など
粉じん	セメント粉、石炭粉、鉄粉など	物の粉碎、選別、堆積など	粉じん発生施設（特定の固定源）	構造・使用・管理基準	基準適合命令
自動車排出ガス	CO, NO _x , HC, Pb など	自動車の運行	特定の自動車（移動源）	許容限度	交通規制、政令整備命令（他の法令による）
特定物質	C ₆ H ₅ OH（フェノール）、C ₅ H ₅ N（ピリジン）など	物の合成等の化学処理中の事故	特定施設（指定せず）	なし	事故時の措置命令

3. 1980 年代（昭和 55 年～平成元年）の経済社会の推移と環境政策

（1）経済・社会の推移

経済

行政改革（第二次臨調、第一次～第二次行革審）

国鉄、公社の民営化、民間活力導入、規制緩和

バブル経済（地価高騰、株式市場過熱、過剰流動性）

円高

経常収支大幅黒字定着（S59 年頃以降）、外貨準備高急増（S61 頃より）、海外からの内需拡大の要請

主な経済の動き

- ・S60 NTT、日本たばこ産業民営化してスタート
- ・S61 国鉄改革関連 8 法案成立(S62 国鉄民営化移行)
- ・S61「前川レポート」
- ・S63 円ドルに対して一時 120 円を記録
- ・S63 宅地、商業地の高騰(公示地価 20%以上)
- ・H1(1989 年)日経平均株価 3 万 8,915 円

社会

行政改革、教育改革

株式・地価高騰による資産効果

日本人の平均寿命世界一(S58 以降)

都市アメニティ（景観、都市緑化、水環境回復等）向上のための行政、市民の取組

主な社会の動き

- ・S60 つくば科学博開催
- ・S60 男女雇用機会均等法成立
- ・過熱消費（H1-3 新車登録高水準、S62-H2 新規住宅着工高水準）
- ・H1 消費税導入
- ・H1「ふるさと創生」

環境問題

産業公害の一応の沈静化

地球的規模の環境問題（酸性雨、熱帯雨林減少、地球温暖化、海洋汚染、国際河川汚濁など）の顕在化

都市・生活型環境汚染の深刻化 - 自動車排出ガス、家庭ごみ、湖沼・内湾等の閉鎖性水域の水質汚濁

都市部の緑の回復、水辺環境、都市景観などのアメニティに対する関心と取組み

(2) 1980 年代の環境政策の推移

環境施策の特徴・理念

新規の法規制の施行が急減（1970 年代の環境規制の成果、規制緩和、経済の安定成長、企業の環境保全努力、産業のハイテク化・サービス化などによる）

既存法規制の枠内でのキメ細かい規制対象等の追加・拡大

新たに発生した地球環境問題に対応した国際協調
広報・情報提供、エコマーク等の制度の推進と民間活動に対する支援

環境施策・政策手法

環境影響評価などの予防的手法の検討・研究
自動車排出ガス総量規制に伴なう事業者の自主管理計画等自主的取組の導入検討
都市・生活型環境汚染への対応（小規模、分散的な発生源に対する施策）- 生活者や
消費者に対する環境保全意識の喚起、環境活動に対する支援
国際的な環境問題に対する国際会議、条約など

主な環境施策

【国内の環境問題への取組】

（規制的措置）

- ・ S57 東京等 3 地域でばい煙発生施設に対する総量規制実施
 - ・ S59 環境アセスメント制度に対する閣議決定（法制化に至らず）
 - ・ S59 湖沼水質保全特別措置法
 - ・ S63 「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律」成立
 - ・ S63 自動車排出ガス規制強化
 - ・ S63 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
 - ・ H1 大気汚染防止法にアスベスト規制を追加
 - ・ H1 水質汚濁防止法施行令により規制対象事業所を追加
- （計画その他）
- ・ S58 環境庁が中央公害対策審議会に対して「今後の交通公害対策について」を諮問
 - ・ S59 「アメニティ・タウン計画」策定事業
 - ・ S63 公害等調整委員会が平成 3 年までにスパイク・タイヤの生産中止の調停成立
 - ・ H1 エコマーク制度発足
 - ・ H1 珊瑚礁保護の観点から沖縄県が新石垣島空港建設計画の変更を発表

【国際的な環境問題への取組】

- ・ S62 「モントリオール議定書」制定（フロン生産量半減）
- ・ S63 環境白書で地球環境を主要テーマとして取り上げる
- ・ H1 地球環境保全に関する関係閣僚会議設置
- ・ H1 地球環境に関する東京会議が U N E P と政府の共催で開催

環境施策の課題

総合的な環境行政の推進

多様な分野及び主体による環境対策の指針となる基本的な環境計画の策定

環境負荷の原因となる多数の分散した汚染源（家庭からの雑排水や廃棄物、自動車の排出ガスなど）に効果のある施策手法の導入
規制の見直し（諸規制の統合、適切な規制緩和）

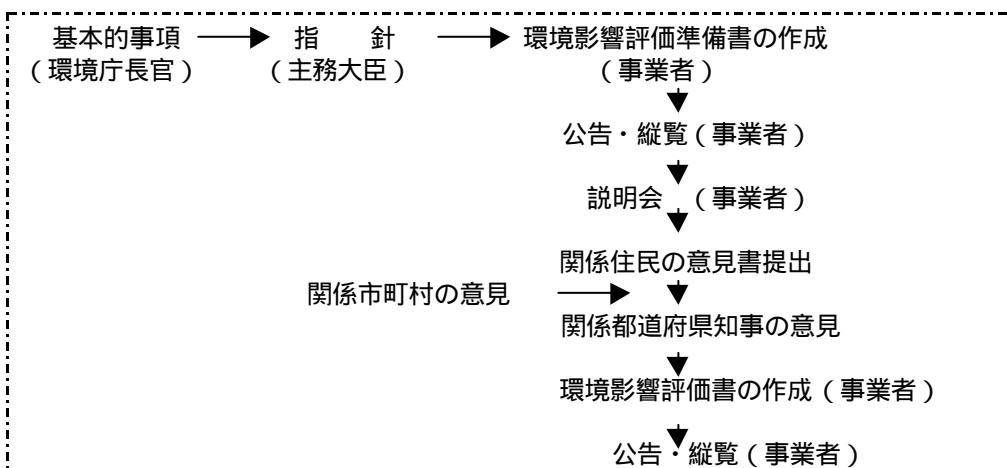
S59 湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）とそれまでの水質汚濁防止法の比較

	水質汚濁防止法	湖沼法
目的	公共用水域の水質保全	湖沼の水質保全（指定湖沼に係る特別措置）
保全計画	-	「湖沼水質保全計画」の策定 水質保全に資する事業及び規制等の措置の計画的実施
規制措置	工場・事業場 (特定事業場) 排水規制 (濃度規制) 必要に応じて総量規制	工場・事業場 (特定事業場) 新增設の汚濁負荷量 規制 必要に応じ総量規制 一定規模のし尿浄化槽 (みなし特定施設) 排水規制 畜舎・魚類養殖施設 構造・使用方法の (指定施設等) 規制

昭和59年「環境影響評価実施要綱」の手続

- ガイドラインに基づき実施案は事業者の自主的計画に委ねたもので、命令・統制型の規制に対して、いわゆる「枠組規制」といわれるものである。
- 計画の情報公開、関係者の意見陳述の機会が与えられ、制度的には透明性と公開性が担保されている。
- 個別事業のアセスから進めて、一般的・基本的な政策・計画に対して行なわれる「戦略的環境アセスメント」が、事業アセスメントの次の段階の問題とされている。

（注）1997年の環境影響評価法とは基本的な枠組がほぼ同じである。S59の実施要綱は法制化に至らず閣議決定されたものに基づく。



4. 1990年代（平成2年～平成11年）の経済社会の推移と環境政策

（1）経済・社会の推移

経済

東欧諸国が市場経済制度へ移行
「バブル」崩壊（株価、地価暴落）
財政改革、行政改革、年金改革
金融自由化、金融不安
平成不況 - 大型倒産、企業のリストラ、民間設備投資減少、失業率上昇、新卒就職難
国債発行残高急増
為替相場の変動 - 円高～円安

主な経済の動き

- ・H2 ドイツ統一
- ・H2 日経平均株価一時2万円割れ、H4公示地価前年比下落
- ・H7 円対ドルレート80円割れ、H10円対ドルレート147円の円安
- ・国債発行残高 H2 - 166兆円 H11 - 318兆円
- ・H5 金融制度改革関連法施行、H9 拓銀・山一証券経営破綻、H10 長銀経営破綻
- ・H11 完全失業率4.9%、米国の失業率を上回る
- ・H11 EU統一通貨ユーロ誕生

社会

高齢化、少子化の進展
家計所得の伸び低迷、消費支出抑制
湾岸戦争、旧ユーゴスラビアその他の民族紛争多発
EU発足
情報通信革命 - 携帯電話・パソコンの普及、インターネット

主な社会の動き

- ・(H8)65才以上人口割合15%を上回る、H5合計特殊出生率1.46(H9 1.39)と1.5を割る
- ・可処分所得 H5～H10の5年間に3.7%の低い伸び
- ・H4「生活大国5か年計画」
- ・海外渡航者数 H2(1990年)1,100万人と1千万人突破、H10(1998年)1,580万人
- ・製造業年間総実労働時間2千時間下回る(H5以降)

環境問題

地球環境問題への関心と取組 - 地球環境サミット(H4)、地球温暖化防止京都会議(H9)
持続的発展の取組 - 行政、産業、学術研究、H4 環境白書「持続可能な社会」がテーマ
環境問題に対する国際的な協調、発展途上国等の環境問題への支援
N G O の活動が活発化 - 地域の環境問題への取組、リサイクルや地球環境問題の取組
自然環境保護 - 干潟・浅瀬の埋め立て、愛知万博等の大規模プロジェクトの環境への
影響(H12)、稀少生物の保護
ディーゼル車の増加 - 自動車排出ガスによる大気汚染
産業廃棄物不法投棄問題 - 香川県豊島における 50 万 t の不法投棄、廃タイヤ野積問題
有害化学物質の土壤汚染(H9 豊能郡美化センター、H11 所沢市ダイオキシン土壤汚染)
H10 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）問題
廃棄物問題の深刻化 - 廃棄物最終処分場問題(H3 頃より)、資源再利用
原油流失による海洋汚染 (H9 ナホトカ号事件、ダイヤモンドグレース号事件)
H8 事業系のごみ収集の有料化 (東京都)

(2) 1990 年代の環境政策の推移

環境施策の特徴・理念

総合的環境施策の展開 - 環境への負荷の低減、環境の恵沢を受ける「権利」
基本方針・施策体系を通じる理念の設定 - 「循環」「共生」「参加」「国際的取組」
これまでの最終排出物及び排出源に対する規制から製品ライフサイクルの視点からの
環境保全・資源節減を推進する施策
産業、市民、N G O など多様な主体の参加による自主的な環境保全活動の取組に対す
る支援
地球環境の保全に資する国際協力、地球環境の保全に果たす日本の責務の積極的な遂
行

環境施策・施策手法

環境基本法の制定(H5)、環境基本計画の策定(H6)、自動車排出ガス対策の法案化及び
施行(H4 ~ H4)等の総合的環境施策推進及び体制整備
規制的措置の質的变化 - 環境影響評価、P R T R などの枠組規制の適用
環境施策の事前・事後の評価 - 環境基本計画実施状況の点検、政策効果の評価手法の
研究
税などの経済的手法の導入をふまえた研究・検討
経済的手法に関しては、低公害車、クリーンエネルギー等への税制優遇措置、補助金

などの経済インセンティブの付与

気候変動枠組条約等の国際的な取りきめに基づく地球温暖化防止施策の展開

廃棄物、リサイクルに関する新たな規制的措置の施行（原因者負担、拡大生産者責任）

有害化学物質対策、地球温暖化対策、環境経営に関する産業、企業の取組への支援

環境保全に資する製品、技術等の育成・普及 - 低公害車、エコマーク、グリーン調達、

技術開発モデルプロジェクト等

持続的社会を推進するための家庭、教育、地域社会における環境意識の高揚、環境情報の普及

主な環境施策

（環境行政の整備・強化）

- ・ H2 環境庁に地球環境部設置
- ・ H4 環境基本法の公布、施行
- ・ H6 環境基本計画の制定・
- ・ H9 地球温暖化対策推進本部設置
- ・ H9 環境影響評価法の成立
- ・ H10 地球温暖化対策推進大綱の策定
- ・ 環境基本計画の進捗状況に関する点検結果について閣議報告(第1回:H8、第2回:H9、第3回:H10)

（新たな規制的措置の施行）

- ・ H4 環境基本法の公布、施行
- ・ H4「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx法）」成立
- ・ H8「水質汚濁防止法」一部改正 規定有害物質に石油を追加、罰則規定の強化
- ・ H9「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正 不法投棄の抑制のためマニフェスト制度を全ての産業廃棄物に拡大、罰則の強化、産業廃棄物の処理場の設置に当って事前の環境影響評価
- ・ H9「大気汚染防止法施行規則」の一部改正 ベンゼンなど3指定物質の基準設定
- ・ H9「容器包装リサイクル法」の施行 P E Tボトル、ガラスビンの分別回収、再商品化の義務付け
- ・ H9「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」成立 新エネルギー利用の総合的推進
- ・ H9「大気汚染防止法」改正案の施行、「廃棄物処理法」政省令改正によりダイオキシン類に対する規制（産業廃棄物の焼却施設基準）
- ・ H10「家電リサイクル法」成立、2001年施行
- ・ H11「特定化学物質排出量の把握・管理促進法（P R T R法）」成立、2001年施行

(計画その他)

- ・ H3 窒素酸化物自動車排出総量削減抑制方策検討会の最終報告発表
- ・ H5 「自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針」を閣議決定
- ・ H6 環境基本計画の制定
- ・ H7 「率先実行計画」を閣議決定
- ・ H9 P R T R パイロット事業開始
- ・ H9 「経団連環境自主行動計画（最終発表）」、H11 「関経連・環境自主行動計画（1999年版）」発表

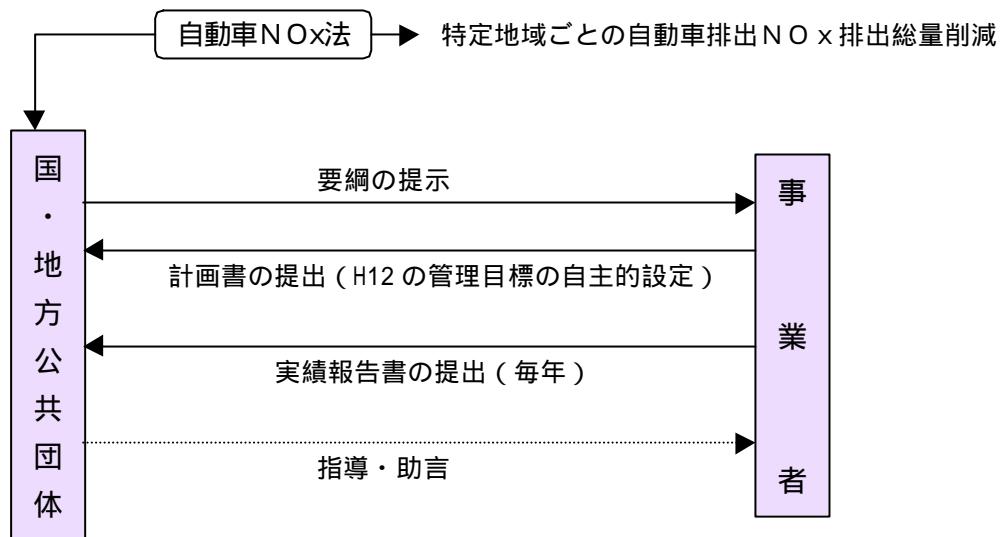
(地球環境への国際的な取組)

- ・ H4 地球サミット開催
- ・ H4 「気候変動に関する国際連合枠組条約」の採択（H6 発効）
- ・ 気候変動枠組条約に基づく締結国会議（COP1：ベルリン H7、COP3：京都 H9）
- ・ H9 地球温暖化対策推進本部設置
- ・ H9 COP3 京都議定書
- ・ H10 地球温暖化対策推進大綱の策定
- ・ 1990 年代後半 - ドイツ、イタリア、フランスなど欧州主要国の環境税（炭素税）の導入発表

環境施策の課題

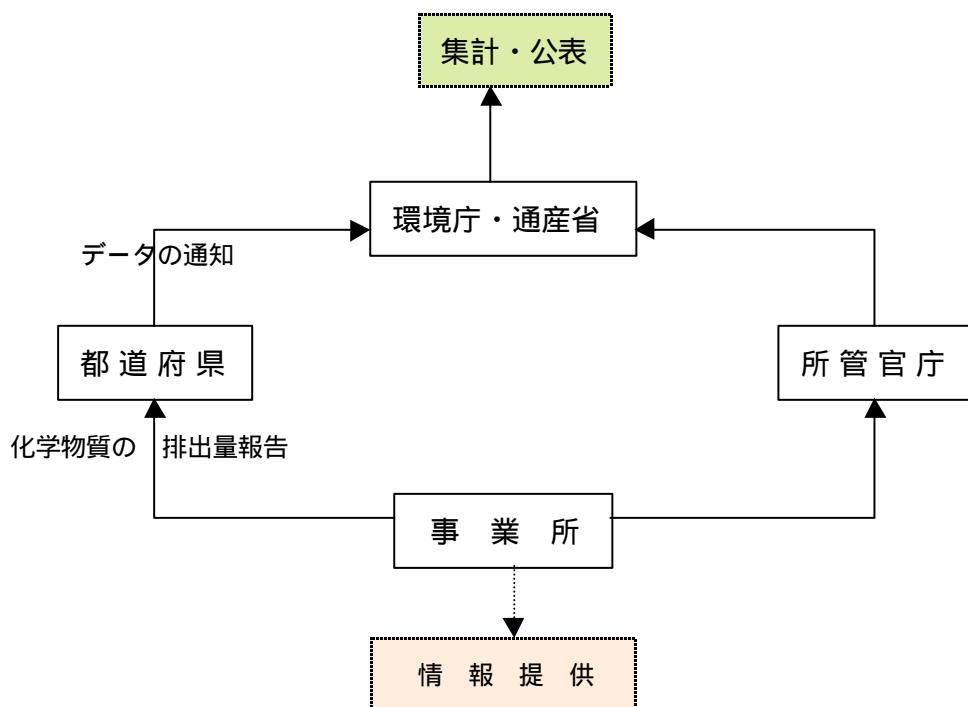
環境配慮を内在化した経済・社会システムの構築に向けた総合的な環境施策の推進
環境への負荷により生じた社会的費用の汚染者、事業者による適切な負担
費用対効果、費用対便益の概念をふまえた費用効率性の高い環境施策の推進
市場メカニズムや経済的インセンティブを活用した経済的手法の導入
企業、消費者の自主的取組を推進する施策手法の導入
環境効率性を高めるポリシー・ミックス

自動車排出窒素酸化物自主管理制度の仕組み

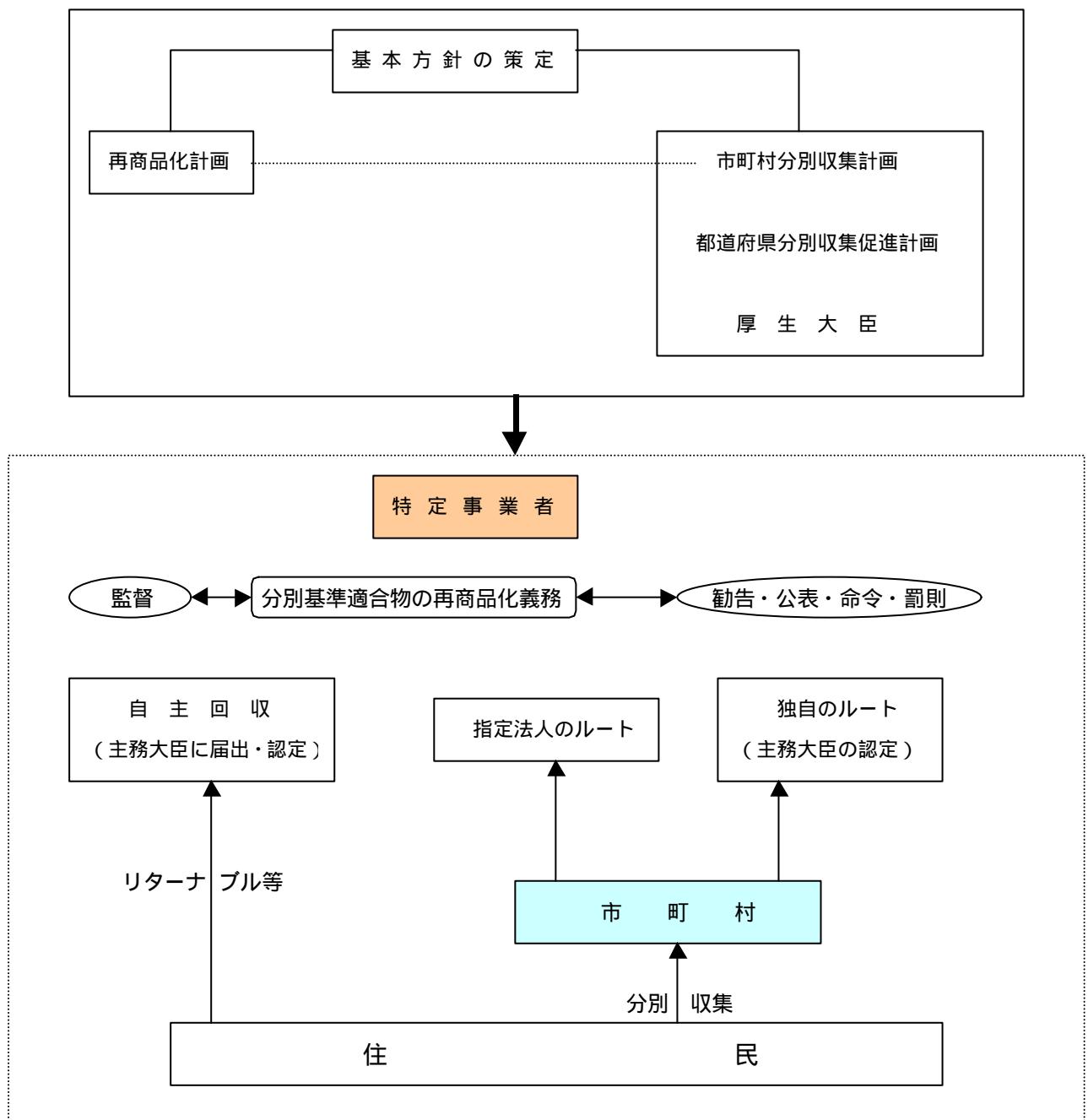


（注）東京都の例

PRTR報告制度の仕組み



容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の仕組み



参考文献

- ・環境白書
- ・経済白書
- ・環境基本法制のあり方について（平成4年10月答申）
- ・OECDレポート 日本の環境政策 - 成果と課題（平成6年 OECD）
- ・日本経済の足取り（大蔵省大臣官房調査企画課編）
- ・経済要覧（経済企画庁調査局）